

外国人雇用 基礎知識



主な在留資格と就労

日本に在留する外国人には、「出入国管理及び難民認定法」により在留して行うことのできる活動や在留できる身分、地位が定められております。したがって誰もが就労できるわけではなく、以下の「在留資格」の範囲での活動が認められています。

1. 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例	在留期間
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	ポイント制による高度人材	1号:5年、2号:無制限
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1号:1年、6月又は4月 2号:3年、1年又は6月
技能実習	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 1号:1年を超えない範囲 2号:2年を超えない範囲 3号:2年を超えない範囲



主な在留資格と就労

2. 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例	在留期間
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

3. 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例	在留期間
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

4. 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例	在留期間
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）



技能実習制度

1. 技能実習制度とは

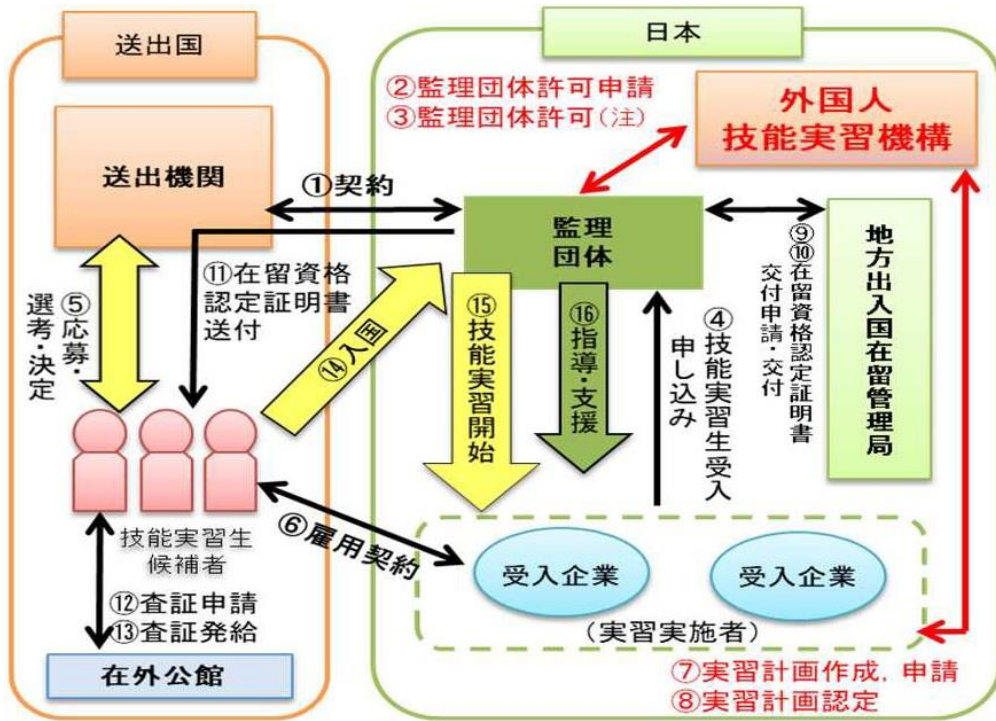
技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度（平成5年に制度創設）です。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されます。

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

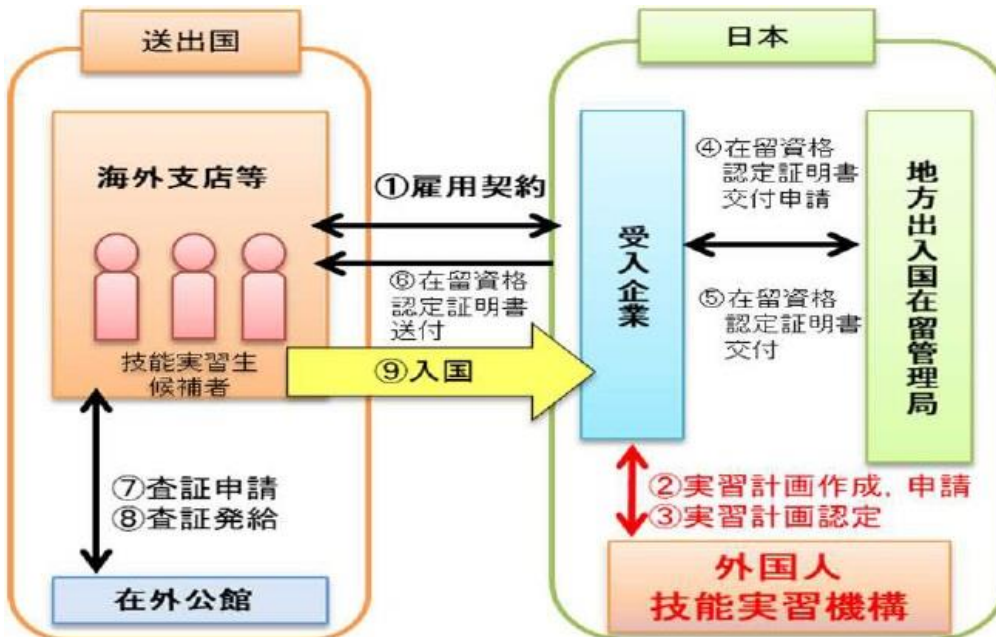
【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】

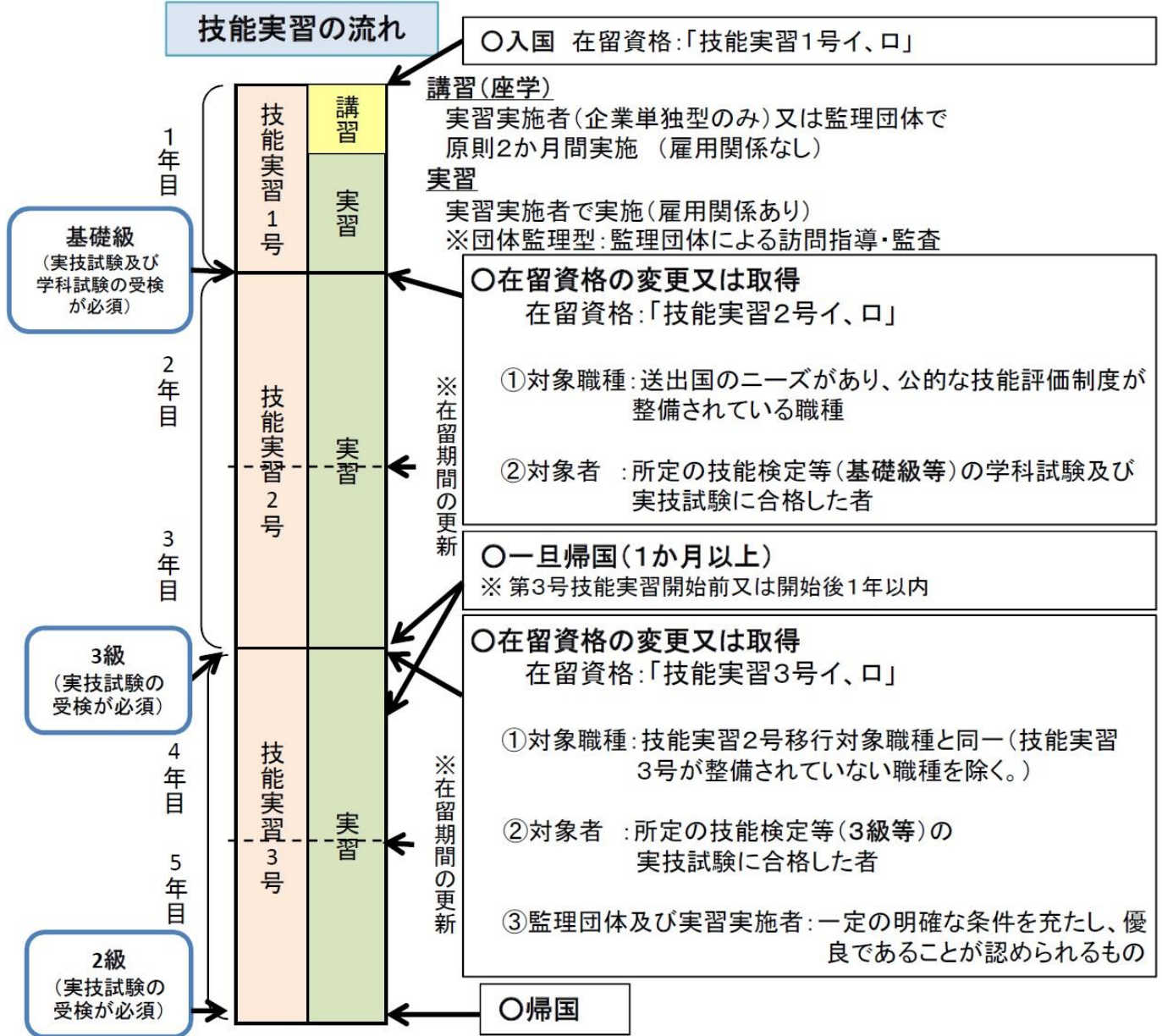
日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施





技能実習制度

2. 技能実習生の受入れの流れ





技能実習制度

【県内の監理団体一覧】 R5. 4現在 (※最新情報はこちら <https://www.otit.go.jp/search/kanri/>)

一般監理事業（最長5年となる技能実習3号までの受け入れが可能）

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
国際ビジネス情報協同組合	和歌山市黒田97-6	073-476-3939	中国、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム	耕種農業、建築板金、内装仕上げ施工、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、パン製造、そう菜製造業、紡績運転、ニット製品製造、婦人子供服製造、カーペット製造、鋳造、ダイカスト、機械加工、鉄工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、塗装、溶接、自動車整備、ビルクリーニング
人と人協同組合	御坊市塩屋町南塩屋339-1	0738-20-4717	中国、ベトナム	耕種農業、そう菜製造業、農産物漬物製造業、宿泊
平成ニット協同組合	岩出市金屋230-5 408	0736-79-4633	中国、ベトナム	とび、建設機械施工、婦人子供服製造
和歌山農産物生産販売事業協同組合	御坊市熊野362	0738-23-3886	ベトナム	耕種農業、そう菜製造業、農産物漬物製造業

特定監理事業（最長3年となる技能実習2号までの受け入れが可能）

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
アースクリエイティブ協同組合	和歌山市小瀬田80-1-1	073-479-3356	中国、ミャンマー	介護
アリオ協同組合	紀の川市桃山町調月1758-6	0736-66-8122	インドネシア	さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、建具製作、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、石材施工、タイル張り、かわらぶき、左官、配管、熱絶縁施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、防水施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、表装、建設機械施工、築炉、寝具製作、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ
アンドワーカー協同組合	上富田町朝来2576-1 2F	0739-33-2297	ベトナム	耕種農業、畜産農業、牛豚食肉処理加工業、そう菜製造業、金属プレス加工、宿泊
関西創成事業協同組合	美浜町和田2099-5	0738-22-0730	ベトナム	建築大工、鉄筋施工、とび
協同組合梅ノ郷	みなべ町西本庄306	0739-74-8024	ベトナム	耕種農業、牛豚食肉処理加工業、そう菜製造業、農産物漬物製造業
協同組合和歌山県鉄筋技能士会	和歌山市岩橋946-12	073-475-1391	ベトナム	鉄筋施工
GA事業協同組合	橋本市神野々1201-1	0736-39-3001	ミャンマー	介護
NEW JAPAN WORK協同組合	すさみ町周参見2109-1	0739-55-3599	ベトナム	建築大工、型枠施工、とび、左官、配管、内装仕上げ施工、サッシ施工、防水施工、建設機械施工



技能実習制度

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
ヒューマンアシスト協同組合	上富田町朝来字大沼2359-1	0739-47-3700	ミャンマー、ベトナム	プラスチック成形、強化プラスチック成形
フレックス協同組合	新宮市佐野1-4-3	0735-29-6129	インドネシア	さく井、とび、建設機械施工、鉄工、工場板金、リネンサプライ
みらい事業協同組合	岩出市西国分688-4	0736-63-5559	インドネシア、ミャンマー、ベトナム	耕種農業、畜産農業、建築板金、冷凍空気調和機器施工、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、配管、熱絶縁施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、防水施工、表装、建設機械施工、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、そう菜製造業、医療・福祉施設給食製造作業、機械加工、鉄工、工場板金、めっき、塗装、溶接、工業包装、自動車整備、ビルクリーニング、介護、コンクリート製品製造、宿泊
和歌山ライフケア協同組合	和歌山市本町2-43	0736-62-5858	中国	介護

出典:外国人技能実習機構HP 監理団体の検索



特定技能制度

1. 特定技能制度とは

特定技能制度は、深刻化する人手不足の状況に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度です。（平成31年4月から実施）

	特定技能1号	特定技能2号
在留資格	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
対象産業分野	特定産業分野（12分野）： 介護、ビルクリーニング、 素形材・産業機械・電気電子情報関連産業、 建設、造船・船用工業、 自動車整備、航空、宿泊、農業、 漁業、飲食料品製造業、外食業	建設、造船・船用工業
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入機関等の支援	支援の対象	支援の対象外

【特定産業分野及び業務区分一覧】

	分野	人員不足状況(受入れ見込数(5年間の最大値))	人材基準		その他重要事項	
			技能試験	日本語試験	従事する事務	雇用形態
厚生労働省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接



特定技能制度

	分野	人員不足 状況(受入れ 見込数(5年 間の最大値))	人材基準		その他重要事項	
			技能試験	日本語試験	従事する事務	雇用 形態
経済産業省	素形材・ 産業機 械・電気 電子情報 関連製造 業	31,450人	製造分野特定 技能1号評価 試験	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日 本語能力試験	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理・仕上げ ・機械検査 ・機械保全・電気機器組立て ・電子機器組立て ・プリント配線板製造・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔19試験区分〕	直接
国土交通省	建設	40,000人	建設分野特定 技能1号評価 試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ・表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土工 〔19試験区分〕	直接
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工 業分野特定技 能1号試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接
	自動車 整備	7,000人	自動車整備分 野特定技能評 価試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解 整備 〔1試験区分〕	直接
	航空	2,200人	特定技能評価 試験(航空分 野:空港グランド ハンドリング、 航空機整備)	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手 荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測 定試験	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レ ストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接
農林水産省	農業	36,500人	農業技能測定 試験(耕種農 業全般、畜産 農業全般)	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選 別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選 別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定 試験(漁業又 は養殖業)	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、 漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁 獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水 産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛 生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	飲食料品 製造業	34,000人	飲食料品製造 業特定技能1 号技能測定試 験	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の 製造・加工、安全衛生) 〔1試験区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技 能1号技能測 定試験	国際交流基金日本語 基礎テスト、又は、日本 語能力試験N4以上	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1試験区分〕	直接



特定技能制度

3. 受入れ機関と登録支援機関

特定技能外国人を受け入れる企業等には、報酬額を日本人従業員と同等額以上とすることや、「支援計画」を作成し、入国から帰国まで一連のサポートを行うことなどが求められます。サポートについては「登録支援機関」に委託することもできます。

※特定技能2号については、支援義務はありません。

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

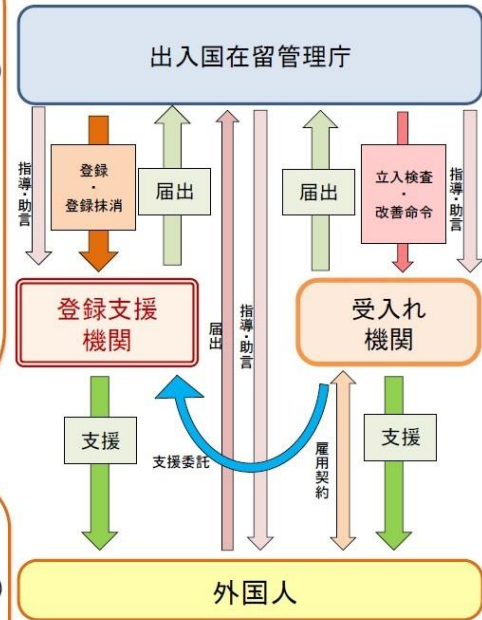
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



■ 支援計画の作成

・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければなりません。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)



特定技能制度

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保険・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができるとの対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報





特定技能制度

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができます(委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされます。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

【県内の登録支援機関一覧】 R5. 4現在 (※最新情報はこちら https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html)

氏名又は名称	住所	電話番号	相談に応じる体制の概要 (対応可能言語)
株式会社キャリアアップ	和歌山市園部1027-5	073-462-7265	英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語
cinqサンク合同会社	岩出市川尻6番地の8ミムラビル203	0736-60-1204	タイ語、インドネシア語、ベトナム語
人と人協同組合	御坊市塩屋町南塩屋339-1番地	0738-20-4717	中国語、ベトナム語、フィリピン語
中原満久(行政書士中原満久事務所)	和歌山市東高松2丁目5番28号	073-488-5690	インドネシア語、英語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、台湾語、ネパール語
一般社団法人HIKARI	美浜町和田2099-5	0738-22-2255	ベトナム語、中国語
株式会社紀乃屋	みなべ町西岩代1606番地7	0739-34-2320	ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、英語
株式会社エステーピー・マネージメント	和歌山市砂山南二丁目1番22号	073-424-6601	ベトナム語、インドネシア語
株式会社ハウディ	和歌山市田中町五丁目4番の1	0736-79-7312	英語、ベトナム語、中国語
みらい事業協同組合	岩出市西国分688番地の4	0736-63-5559	インドネシア語、ベトナム語、英語
株式会社KEGキャリア・アカデミー	和歌山市友田町2丁目145番地 KEG教育センタービル	073-421-1112	インドネシア語、英語、中国語、ベトナム語
合同会社アクティ	和歌山市秋月143番地17	050-3561-6699	英語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語
株式会社人材サポート	和歌山市美園町5丁目4番地6	073-424-5151	中国語、ベトナム語、タイ語
加納研次(社労士オフィスけん)	和歌山市六十谷236番地5	073-464-5177	英語、タイ語、ベトナム語、中国語、タガログ語
田野瀬博太郎	湯浅町大字栖原535番地4	090-6733-9277	ミャンマー語、中国語
特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂589番地の1	0739-24-7422	タガログ語、英語
国際ビジネス情報協同組合	和歌山市黒田97番地の6	073-476-3939	中国語、ベトナム語、タイ語
一般社団法人HKY BRIDGES	和歌山市六十谷236番地5	090-9696-6113	英語、タイ語、タガログ語、ベトナム語



特定技能制度

氏名又は名称	住所	電話番号	相談に応じる体制の概要 (対応可能言語)
シティコンピュータ株式会社	和歌山市北出島12-8シティビル	073-474-0456	ベトナム語、ベンガル語、英語
一般社団法人abc	和歌山市六十谷374番地3	073-461-0797	スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、英語、タイ語、中国語
株式会社大橋化工	上富田町朝来2359番地の1	0739-47-3700	ベトナム語、中国語
株式会社脇口鮪技術研究所	那智勝浦町大字宇久井1058番地5	0735-54-2001	ベトナム語、インドネシア語
株式会社ぷらすわん	上富田町朝来2576番地の1	0739-33-7437	ベトナム語、英語
GA事業協同組合	橋本市神野々1201番地の1	0736-39-3001	ミャンマー語
アスカホールディングス株式会社	紀の川市北長田375番地1	0736-74-3307	英語、ベトナム語
協同組合梅ノ郷	みなべ町西本庄306番地	0739-74-8024	ベトナム語
下津町商工会	海南市下津町丸田105番地	073-492-4300	英語、中国語
株式会社華祥	和歌山市大垣内592番地の3	073-465-2055	英語、インドネシア語、ベトナム語

出典: 出入国在留管理庁HP 登録支援機関登録簿



問合せ・相談窓口

【特定技能に関する相談】

分野	機関名	所在地	電話番号
制度全般	大阪出入国在留管理局	大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
介護	厚生労働省社会・援護局福祉人材確保対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線2844)
ビルクリーニング	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線 2432)
製造業分野全般	経済産業省製造産業局総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-6744-1511 (内線3641)
素形材産業	経済産業省製造産業局素形材産業室	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1063
産業機械製造業	経済産業省製造産業局産業機械課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1691
電気・電子情報関連産業	経済産業省商務情報政策局情報産業課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-6944
建設	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8121
造船・船用工業	国土交通省海事局船舶産業課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8634
自動車整備	国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線42426、42414)
航空	国土交通省航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課(空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室(航空機整備関係)	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (①内線:49124) (②内線:50125)
宿泊	国土交通省観光庁観光産業課観光人材政策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-8367
農業	農林水産省経営局就農・女性課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2159
漁業	農林水産省水産庁企画課漁業労働班	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2340
飲食物品製造業	農林水産省食料産業局食品製造課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2397
外食業	農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-7177



専門的・技術的分野

1. 専門的・技術的分野とは

高度な専門的職業、大卒等の学歴や、一定水準以上の専門的知識・能力を要する事務職・技術者、外国人特有または特殊な能力等を活かした職業は、就労を目的とした在留資格が交付されます。

【専門的・技術的分野に該当する在留資格】

在留資格	具体例	在留資格	具体例
教授	大学教授等	研究	政府関係機関や私企業等の研究者
芸術	作曲家、画家、著述家等	教育	中学校・高等学校等の語学教師等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
高度専門職	ポイント制による高度人材	介護	介護福祉士
経営・管理	企業等の経営者・管理者	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
医療	医師、歯科医師、看護師	特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人

2. 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格

○就労を目的とした在留資格の中で、最も一般的な在留資格です。

○日本国内で就職している外国人留学生の9割以上は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により就労しています。

① 「技術・人文知識・国際業務」により就労可能な業務

- 理学・工学等の自然科学分野の技術、知識を要する業務
- 法律・経済・社会学等の人文科学分野の技術、知識を要する業務
- 外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務 等

【該当業務例】

- システムエンジニア、プログラマー
- 研究開発、建築設計、システム設計・開発
- 貿易等の海外との業務
- 経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、マーケティング
- 通訳、翻訳、語学講師

② 「技術・人文知識・国際業務」の基本要件

- (1) 次のa～dのいずれかに該当していること。(a～cは従事しようとする業務との関連が求められる)
 - a 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - b 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと（専門士もしくは高度専門士の称号を付与された者に限る。）
 - c 10年以上の実務経験（大学等で関連科目を専攻した期間を含む。）があること
 - d 法務大臣が告示で定める情報処理技術に関する試験に合格又は資格を有していること。
- (2) 外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務の場合は、従事する業務に関連した業務について3年以上の実務経験を有すること。（大学卒業者が通訳・翻訳業務に従事する場合を除く）
- (3) 日本人が同様の業務に従事する場合と同等額以上の報酬



専門的・技術的分野

3. 「高度専門職」の在留資格

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」の就労を目的とした在留資格です。

①「高度専門職」制度の概要・目的

高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

②高度外国人材が行う3つの活動類型

高度学術研究活動 「高度専門職1号(イ)」	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動
高度専門・技術活動 「高度専門職1号(ロ)」	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動
高度経営・管理活動 「高度専門職1号(ハ)」	本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動

③出入国在留管理上の優遇措置の内容

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

<p>「高度専門職1号」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 複合的な在留活動の許容 在留期間「5年」の付与 在留歴に係る永住許可要件の緩和 配偶者の就労 一定の条件の下での親の帯同 一定の条件の下での家事使用人の帯同 入国・在留手続の優先処理 	<p>「高度専門職2号」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 「高度専門職1号」の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる 在留期間が無期限となる 左記3から6までの優遇措置が受けられる <p>※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象</p>
---	--

④ポイント評価の仕組み

高度外国人材の活動内容を	1. 高度学術研究活動「高度専門職1号(イ)」
	2. 高度専門・技術活動「高度専門職1号(ロ)」
	3. 高度経営・管理活動「高度専門職1号(ハ)」

の3つに分類し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定し、申請人本人の希望する活動に対応する類型について、ポイント計算による評価を実施します。

《ポイント計算表》

	高度学術研究分野	高度専門・技術分野	高度経営・管理分野	
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者		30	
	20	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者	20	
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)			10
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者			5
職 歴 (実務経験) (注1)	10年～		20	
	15	7年～	15	
	10	5年～	10	
	5	3年～	5	
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照			40
				5
				10
				10
				10
年 齢	15	～29歳	15	
	10	～34歳	10	
	5	～39歳	5	
ボーナス① 〔研究実績〕	25	詳細は③参照		15
ボーナス② 〔地位〕			代表取締役、代表執行役	10
		取締役、執行役		5
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)	10
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)			10
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労			5
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等			5
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得			10
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者			15
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)			10
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)			10
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者			10
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)			5
ボーナス⑬			経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5
ボーナス⑭	投資運用業等に係る業務に従事			10
合格点				70

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、 年収300万円以上 であることが必要

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万	40	40	40	40
900万	35	35	35	35
800万	30	30	30	30
700万	25	25	25	—
600万	20	20	20	—
500万	15	15	—	—
400万	10	—	—	—

③研究実績		
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
研究実績	20	15
特許の発明 1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。
 (注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。
 (注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
 (注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点)により認められている者も含む。
 (注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける400点以上の得点)により認められている者も含む。
 (注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。
 (注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を有している場合には、別途5点の加点



専門的・技術的分野

⑤ 優遇措置

高度外国人材に認定された方には、次の出入国在留管理上の優遇措置が認められます。

【「高度専門職1号」の場合】

1 複合的な在留活動の許容	通常、外国人の方は、許可された1つの在留資格で認められている活動しかできませんが、高度外国人材は、例えば、大学での研究活動と併せて関連する事業を営む活動を行うなど複数の在留資格にまたがるような活動を行うことができます。
2 在留期間「5年」の付与	高度外国人材に対しては、法律上の最長の在留期間である「5年」が一律に付与されます。 ※この期間は更新することができます。
3 在留歴に係る永住許可要件の緩和	<p>永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上日本に在留していることが必要ですが、高度外国人材としての活動を引き続き3年間行っている場合や、高度外国人材の中でも特に高度と認められる方（80点以上の方）については、高度外国人材としての活動を引き続き1年間行っている場合に永住許可の対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>永住許可要件の緩和の要件</p> <p>(1)素行が善良であること 法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。</p> <p>(2)独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること 日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。</p> <p>(3)その者の永住が日本国の利益に合すると認められること ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。 ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。 イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。 ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。 エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。 ※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には、(2)に適合することを要しない。</p> </div>



専門的・技術的分野

4 配偶者の就労	配偶者としての在留資格をもって在留する外国人が、在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」などに該当する活動を行おうとする場合には、学歴・職歴などの一定の要件を満たし、これらの在留資格を取得する必要がありますが、高度外国人材の配偶者の場合は、学歴・職歴などの要件を満たさない場合でも、これらの在留資格に該当する活動を行うことができます。
5 一定の条件の下での親の帯同の許容	現行制度では、就労を目的とする在留資格で在留する外国人の親の受入れは認められませんが、 (1)高度外国人材又はその配偶者の7歳未満の子（養子を含みます。）を養育する場合 (2)高度外国人材の妊娠中の配偶者又は妊娠中の高度外国人材本人の介助等を行う場合 については、一定の要件の下で、高度外国人材又はその配偶者の親（養親を含みます。）の入国・在留が認められます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>主な要件</p><ul style="list-style-type: none">(1) 高度外国人材の世帯年収※が800万円以上であること ※高度外国人材本人とその配偶者の年収を合算したもの。(2) 高度外国人材と同居すること(3) 高度外国人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること</div>
6 一定の条件の下での家事使用人の帯同の許容	外国人の家事使用人の雇用は、在留資格「経営・管理」、「法律・会計業務」等で在留する一部の外国人に対してのみ認められるところ、高度外国人材については、一定の要件の下で、外国人の家事使用人を帯同することが認められます。
7 入国・在留手続の優先処理	高度外国人材に対する入国・在留審査は、優先的に早期処理が行われます。 入国事前審査に係る申請については申請受理から10日以内を目途 在留審査に係る申請については申請受理から5日以内を目途

【「高度専門職2号」の場合】

a 「高度専門職1号」で認められる活動のほか、その活動と併せて就労に関する在留資格で認められるほぼ全ての活動を行うことができます。
b 在留期間が「無期限」になります。
c 「高度専門職1号」の3～6までの優遇措置が受けられます。



外国人雇用状況の届出制度、雇用管理

1. 雇入れ・離職時の届出

すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

①届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

②届出の方法

届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出事項、届出先となるハローワーク、届出期限などが異なります。

【雇用保険被保険者資格取得届（雇入れ時） 雇用保険の被保険者となる外国人の場合】

届出事項	①氏名 ②在留資格※ ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号 ⑨雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク
届出期限	雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様

【雇用保険被保険者資格取得届（離職時） 雇用保険の被保険者となる外国人の場合】

届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦在留カード番号 ⑧離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク
届出期限	雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様

【外国人雇用状況届出書（雇入れ時・離職時） 雇用保険の被保険者とならない外国人の場合】

届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無⑧在留カード番号 ⑨雇入れ又は離職年月日⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項
届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク
届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで



外国人雇用状況の届出制度、雇用管理

③届出事項の確認方法

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

【届出事項の記載方法】

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、必ず本名を記入してください。 在留カードの「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。
②	在留資格	在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。 在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書で、それぞれ確認してください。
③	在留期間	在留カードの「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
④ ⑤ ⑥	生年月日 性別 国籍・地域	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。
⑦	資格外活動許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。
⑧	在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。

在留カード番号の届出

在留カードは、中長期在留者(※)に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります。

※中長期在留者：以下のいずれにもあてはまらない人

①「3月」以下の在留期間が決定された人 ②「短期滞在」の在留資格が決定された人

③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等 ④特別永住者 ⑤在留資格を有しない人



外国人雇用状況の届出制度、雇用管理

2. 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

【指針の基本的な考え方】

事業主は外国人労働者について、労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。

外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

【指針の主な内容】

①	募集・採用時において	国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。 日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。
②	法令の適用について	労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。
③	適正な人事管理について	労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましよう。 賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましよう。 人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましよう。
④	解雇等の予防及び再就職援助について	労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましよう。 なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。



国の助成制度

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

① 概要

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

② 主な受給要件

- (1) 外国人労働者を雇用している事業主であること
- (2) 認定を受けた就労環境整備計画に基づき、外国人労働者に対する就労環境整備措置（a及びbの措置に加え、c～eのいずれかを選択）を新たに導入し、外国人労働者に対して実施すること
 - a 雇用労務責任者の選任
 - b 就業規則等の社内規程の多言語化
 - c 苦情・相談体制の整備
 - d 一時帰国のための休暇制度の整備
 - e 社内マニュアル・標識類等の多言語化
- (3) 就労環境整備計画期間終了後の一定期間経過後における外国人労働者の離職率が10%以下であること
※このほかにも、いくつかの受給要件がありますので、詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

③ 支給額

賃金要件（※）を満たした場合	賃金要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の2/3（上限額72万円）	支給対象経費の1/2（上限額57万円）

※賃金要件については、厚生労働省の本助成金パンフレットをご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)

④ 対象となる経費

- (1) 通訳費
- (2) 翻訳機器導入費（上限10万円）
- (3) 翻訳料
- (4) 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
- (5) 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

⑤ 具体的な取組

必須メニューAとBに加え、**選択メニューの①～③いずれか**を実施する必要があります。

メニュー	必須メニュー	選択メニュー
A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月間ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。	
B 就業規則等の社内規程の多言語化	「就業規則等の社内規程」の全てを多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。	
① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により、苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、苦情・相談に応じる。	
② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇が取得できること。	
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	「社内マニュアルや標識類等」を多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。	

⑥ 離職率要件とその他の支給要件

- (1) 次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が、上昇していないこと。

- (2) 外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。



問合せ・相談窓口

相談内容	機関名	所在地	電話番号
外国人の入国や在留手続きに関する相談	大阪出入国在留管理局 和歌山出張所	和歌山市築港6-22-2 和歌山港湾合同庁舎	073-422-8778
	外国人在留総合インフォメーションセンター	—	0570-013904(外国語対応あり)
外国人労働者の求職相談 外国人の雇用管理に関する相談	和歌山公共職業安定所 (ハローワーク和歌山)	和歌山市美園町5丁目4-7	073-425-8609
	新宮公共職業安定所 (ハローワーク新宮)	新宮市神倉4丁目2番4号	0735-22-6285
	新宮公共職業安定所串本出張所 (ハローワーク串本)	串本町串本2000の9	0735-62-0121
	田辺公共職業安定所 (ハローワーク田辺)	田辺市朝日ヶ丘24の6	0739-22-2626
	御坊公共職業安定所 (ハローワーク御坊)	御坊市湯川町財部943	0738-22-3527
	湯浅公共職業安定所 (ハローワーク湯浅)	湯浅町湯浅2430の81	0737-63-1144
	海南公共職業安定所 (ハローワークかいなん)	海南市船尾186の85	073-483-8609
	橋本公共職業安定所 (ハローワーク橋本)	橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎1階	0736-33-8609
外国人留学生、専門的・技術的分野の外国人労働者に関する相談	大阪外国人雇用サービスセンター	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06-7709-9465
県内で暮らす外国人からの生活相談	和歌山県国際交流センター	歌山市手平2丁目1番2号和歌山ビッグ愛8階	073-435-5240
技能実習に関する相談	外国人技能実習機構大阪事務所	大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階及び4階	06-6210-3351:技能実習計画の認定申請に関すること 06-6210-3722: 監理団体及び実習実施者に対する検査等に関すること 06-6210-3352:実習生からの相談、実習生先変更先支援に関すること
	公益財団法人国際人材協力機構大阪事務所	大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル7階	06-6344-9521 06-6344-9522

【お問い合わせ】

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 労働政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL : 073-441-2790 FAX : 073-422-5004

Email : e0606001@pref.wakayama.lg.jp

HP : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/index.html>